

## 第2章 後期計画が目指すもの

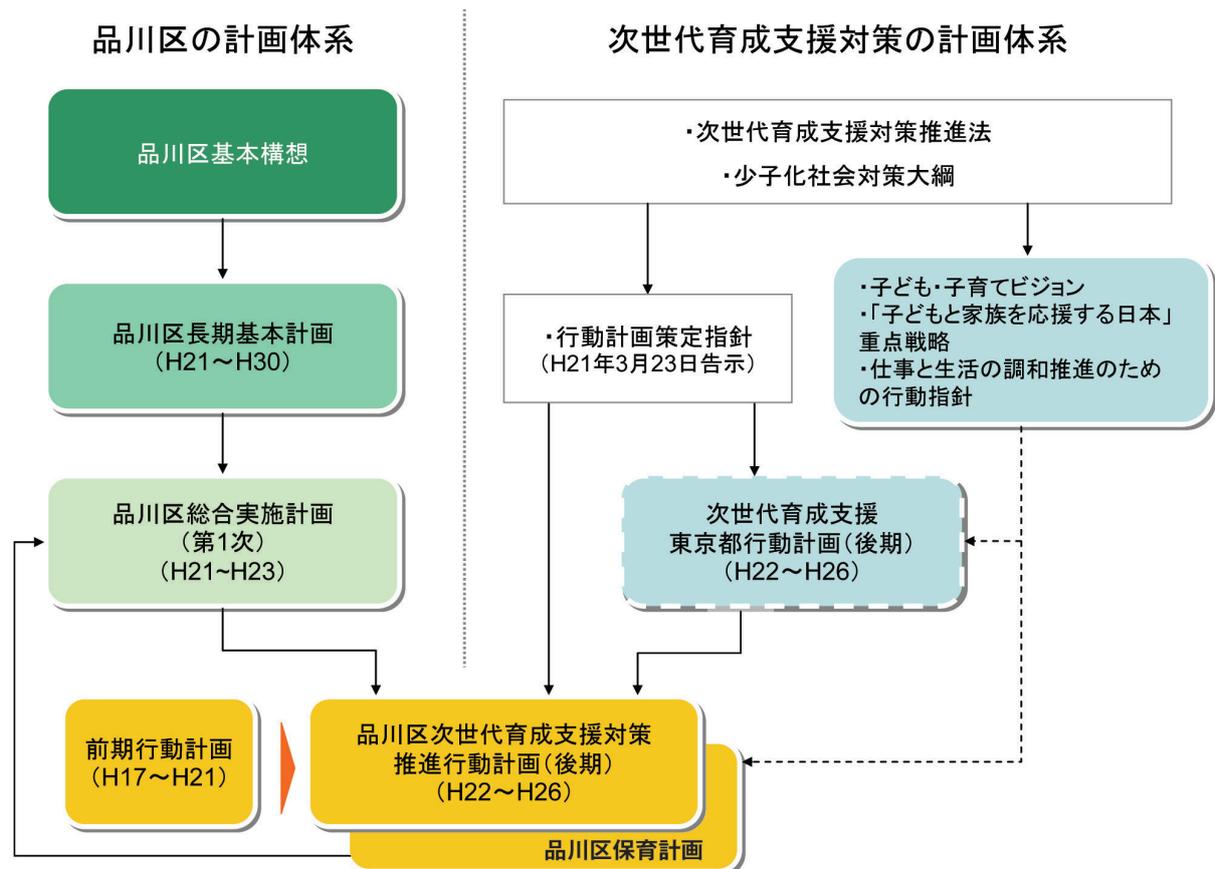
### (1) 品川区における後期計画の位置づけ

国の「次世代育成支援対策推進法」と、品川区の長期基本計画に基づき、平成17年に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を策定しました。すでに平成21年までの5年間に、次世代育成に関する様々な取り組みがなされています。

今回の後期計画は、前期計画の成果をもとに、さらにこの5年間の環境の変化等も踏まえながら、平成22年～26年の5年間に品川区が取り組む次世代育成支援対策を定めるものです。

品川区では基本構想に基づいた長期基本計画・実施計画を策定しています。これを基礎として、後期計画を策定します。なお、本計画は児童福祉法第56条の8に基づく「保育計画」を一体的に内包した計画として位置づけています。

図表1 次世代育成支援対策推進行動計画の位置づけ



## （2）基本理念

# 地域で支えあい 次世代を育む都市 “しながわ”

品川区では、子育ての第一義的な責任は親をはじめとする保護者にあるという基本的認識のもと<sup>1</sup>、すべての子どもの健やかな成長と自立、地域社会への参画を目指し、区に住むすべての世代の支えあいを基礎として地域全体で次世代を育てていきたいと考えています。

地域という子育て環境を整えることで、親が安心して子どもを産み育てることができ、また、子どもは明るくのびのびと成長して地域の一員として自立し、将来この地域社会に貢献することも期待できます。

この行動計画への取り組みを通して持続的に地域の活性化と発展を実現し、区民のよりよい暮らしにつなげていけるような環境づくりを目指し、積極的な取り組みを進めていきます。

## （3）基本的な視点

「地域で支えあい 次世代を育む都市 “しながわ”」の実現に向けて取り組むにあたり、以下に示すような5つの基本的な視点から、次世代育成に関する施策に取り組みます。

なお後期計画では、子どもが育ち、自立し、自らが親となるまでを次世代育成の視野に入れ、各事業計画の対象としています<sup>2</sup>。

### 保育や幼児教育などの子育て環境が子どもの視点に立った施策展開となるよう充実を図る。

子どもが育つ環境（＝子育て環境）は、親にとって便利であっても、子ども自身が快適・幸せでなければ、本来の趣旨と離れてしまいます。保育・教育などの環境を整えるにあたり、「子どもの最善の利益を基本に、子どものためにどのような施策が必要か」という原点を踏まえて施策を展開します。

### 地域の子育て力を向上させる事業を、区と区民との協働により、地域の各世代の参画と支えあいを基礎として展開する。

地域のあらゆる世代が、次世代育成に参画し、互いに支えあうことによって、地域の子育て力の底上げが実現できます。区が単独で事業を実施するばかりではなく、地域の各世代の参画を得て、区と区民あるいは区民どうしの協働による取り組みを実現します。

1 「児童の権利に関する条約」「教育基本法」「次世代育成支援対策推進法」において定められている基本的認識です。

2 本文中、「子ども」は0歳から概ね18歳までを、「若者」は中学生から概ね30歳までを指すものとして使います。

**乳幼児から青少年への成長の連続性に配慮し、円滑な接続を目指した事業の体系化を図る。**

子どもが生まれてから乳児期・幼児期・学童期・青年期と段階を経て成長していく過程には、切れ目はありません。学校の種別や関わる人々、行政の都合によって支援が断続的になることなく、連続的でスムーズな成長を助ける施策となるように、事業間の連携を強化します。

**就労との両立支援と楽しい子育ての実現を目指して、区内事業所の協力を促しワーク・ライフ・バランスの推進を図る。**

性別に関係なく、就労と家庭生活を両立し働きながら楽しく子育てをするためには、子育て環境を整えると同時に、雇用者側の取り組みにより、区民のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上を図っていく必要があります。また区は、そのために必要な環境づくりを支援していきます。

**都市部の特殊性に配慮し、親としての体験の機会を拡大するなど親育ち支援の充実に取り組む。**

品川区のような都市部においては少子化が進行し、また、核家族の割合が多いことなどからも、子育てに関わる体験が少ないまま親になる人の割合が大きくなっています。このような特性を踏まえながら、親としての自覚を促し「親育ち」を支援する施策を実施していきます。